

昭和町社会福祉協議会の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第25条の規定に基づき、理事及び監事の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等)

第2条 報酬は会長のみ支給できるものとし、その額は月額20,000円とする。

2 賞与並びに退職手当はこれを支給しない。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は給与規程に準じた方法とし、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(会長の勤務等)

第4条 会長は本会の会議及び諸事業に出席するほか、毎週月曜日及び木曜日、2時間出勤するものとし、その日が休日又はどうしても都合が付かない場合は翌営業日に出勤するものとする。ただし、就業規則第7条第1項第3号に規定する休日を除く。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。